



今、活用いただける主な助成金・奨励金の概要

継続雇用定着促進助成金（平成14年4月改正）

継続雇用の推進及び定着を図ることを目的とし、希望者全員を65歳以上の年齢まで継続して雇用する制度を新たに導入し、高齢者を雇用する事業主に支給される助成金です。

1. 対象事業主 1年以上雇用されている雇用保険の被保険者を雇用している事業主であって新たに61歳以上の継続雇用制度を設け、その制度を設けた日に1年以上雇用されている55歳以上65歳未満の常用被保険者を1人以上雇用している事業主
2. 支給事由 61歳以上の定年延長又は希望延長制度を定め、その制度を設けた日に55歳以上65歳未満の従業員（1年以上雇用されている雇用保険被保険者）が1人以上雇用されている場合
3. 支給金額 新たに導入した制度の内容と企業規模（労働者数）により、最大5年間 年額45万円～300万円

新規・成長分野雇用創出特別奨励金（平成14年4月改正）

新規・成長分野の事業において、非自発的な理由で失業を余儀なくされた労働者や職業訓練受講者を雇用する場合に支給される奨励金です。

1. 対象事業主 新規・成長分野の事業を行い、雇入れ計画を事前に作成している雇用保険の適用事業主
2. 支給事由 雇入れ時期を前倒して、公共職業安定所又は**民営職業紹介機関**の紹介により30歳以上60歳未満の求職者（非自発的離職者等）を常用労働者として雇い入れる場合（特定求職者雇用開発助成金と併給可）。**申請期間は雇入れ後、3ヶ月を経過する日から1ヵ月以内**
3. 支給金額 対象労働者1人につき70万円

若年者安定雇用促進奨励金（平成13年12月改正）

ハローワークが推薦・紹介する若年者を3ヶ月までの短期間、試行的に雇っていただき、その間、実務能力の向上を図ると同時に一定の奨励金を支給することで企業における初期費用の軽減を図ります。

1. 対象事業主 ハローワークに求職登録している30歳未満の若年者をハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇入れた場合。（紹介状に「トライアル雇用」と明記されています）
2. 支給事由 トライアル雇用の申込をハローワークにて行い、「若年者トライアル雇用活用計画書」を雇入れから2週間以内に紹介元ハローワークへ提出します。
記入に際して、内容は対象若年者とよく話し合い、同意の署名又は押印を得た上で提出ください。
3. 支給金額 **対象若年者1人につき5万円/1ヶ月**
そのうえ...
トライアル雇用中に教育訓練等を行った場合は、外部の教育機関・講師に支払った費用、教材購入に要した費用が支給されます。
上限60,000円

中小企業高度人材確保助成金

創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大等を目指してその事業を担う高度な人材を雇入れ、出向、委嘱などにより受け入れた事業主に対して、その要した費用（賃金等）の一部を1企業あたり3人の助成を限度として支給するものです。

1. 対象事業主 下記、高度人材を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主
人事管理、経理、財務、営業、販売、商品開発、生産管理等の経営戦略の専門家
科学技術に精通し、製品開発、技術開発、技術指導の経験がある者
中小企業診断士、弁護士、税理士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士
2. 支給事由 高度人材を雇入れ、1年経過した後にかかった経費の一部を助成
3. 支給金額 高度人材の賃金の3分の1相当額
高度人材の受入れにかかる契約の内容によって助成額の算定方法が異なる場合有り
（当該企業の平均賃金の1/3を1.5倍した金額）

緊急雇用創出特別奨励金（平成13年8月29日より）

完全失業率が一定水準以上に達した場合に全国又は地域ブロックにおいて発動され、解雇、倒産等の理由で失業を余儀なくされた者又は公共職業訓練等の受講者のいずれかに該当する45歳以上60歳未満の中高齢者を雇い入れた時に事業主に対して支給されます。

1. 対象事業主 雇用保険の適用事業の事業主であって、雇入れ日の前日の6ヶ月前の日から奨励金支給日までの間に常用雇用者を事業主都合により解雇（勧奨退職を含む）したことがないこと。
2. 支給事由 45歳以上60歳未満の求職者であって次のいずれかに該当する者を雇入れたとき
（1）事業主都合で離職したもの
（2）公共職業安定所の受講指示または受講推薦による公共職業訓練等の受講者
3. 支給金額 対象労働者1人につき30万円

中小企業雇用創出人材確保助成金

創業（個人・法人を問わず）、異業種進出に伴い、新たに雇入れた労働者（1企業最大8人まで）の賃金の半年分に相当する額の4分の1を限度として支給されます
（当該企業の**平均賃金の1/4**が支給額。

ただし、**創業**の場合は前年平均賃金が出ないので一律**1人につき40万円**

1. 対象事業主 雇用保険適用事業所の事業主であること
2. 支給事由 創業や異業種進出の準備を始めて6ヶ月以内に、都道府県知事に改善計画の提出
創業や異業種進出に伴う経費が300万円以上であること
3. 支給金額 雇入れた労働者の賃金半年分に相当する額の4分の1

查

)